

ハラスメントを 防止するために

♥ハラスメントの種類を知る

中面のハラスメント一覧を確認して、どのような行為がハラスメントにあたるかを理解しましょう。

♥相手の立場に立つ

自分の言動が相手を不快にさせたり、傷つけたりしないか、常に相手の立場に立って考えましょう。

♥意思表示を尊重する

相手が嫌がっている場合は、すぐにやめましょう。

♥相互のコミュニケーションを図る

自分の意見を伝えるだけでなく、相手の意見をよく聞き、建設的な対話を心がけましょう。

♥多様性を理解する

性別、性的指向・性自認、国籍、障がいの有無など、様々な背景を持つ人がいることを理解し、尊重しましょう。

♥ハラスメント体制を理解する

困っている人がいたら、相談窓口を紹介するなど、積極的にサポートしましょう。

♥研修への参加

大学が実施するハラスメント防止研修に積極的に参加し、理解を深めましょう。

こまったら各種相談・受付窓口へ

- キャンパス・ハラスメント外部相談窓口
大学外部の専任カウンセラーが
WEBおよび電話で相談対応します。

WEB

駒澤大学専用
外部相談サイト



電話

☎0120-608-049
月・水・金・土・日曜日

10:00~21:00

火・木曜日

10:00~22:00

※祝日、12月31日~1月3日を除く

- 駒澤大学キャンパス・ハラスメント受付専用メール

✉stop-harass@komazawa-u.ac.jp

メール受信後、担当者よりご連絡をいたします。

- 学生支援センター
学生相談室(受付)

禅研究館

駒沢キャンパス
〒154-8525
東京都世田谷区
駒沢1-23-1
禅研究館2階
月曜日~金曜日
10:00~16:00

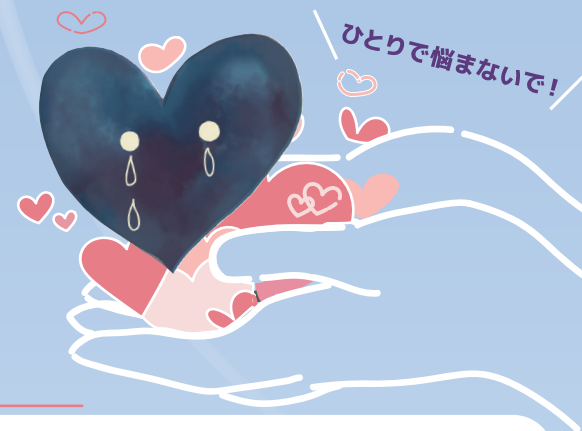
- 相談員

相談員の連絡先は
WEBサイトからご覧いただけます。

※KOMAnetアカウントのログインが必要です。



駒澤大学は キャンパス・ハラスメントの 防止に取り組みます



駒澤大学は、基本的人権の尊重、法の下での平等などを定める憲法、教育基本法、労働基準法、男女共同参画社会基本法、その他関連法規の精神にのっとり、ハラスメントを防止し、学生及び教職員が安全で快適な環境において教育・研究・就業活動ができるように努めます。

ハラスメントは、個人の尊厳を侵害するだけでなく、大学全体の教育・研究環境を悪化させる行為であり、許されるものではありません。ハラスメントで悩まれている方は、相談窓口にご連絡してください。



しなやかな、意思。

駒澤大学

駒澤大学キャンパス・ハラスメント防止委員会

「ハラスメント」を考えてみよう

ハラスメントとは、相手の意に反する言動によって、相手に不利益を与え、教育・研究・就業環境を害する行為を指します。本学では、以下のハラスメントを防止します。

セクシュアル・ハラスメント

相手の意に反する性的言動により、教育・研究・就業環境を害する行為。

例：卑わいな発言、性的な関係の強要、性的な内容の情報をSNS等で拡散する、容姿に関する不適切な発言、性別に基づく役割分担の押し付け、身体への不必要な接触、性的な冗談やからかい、わいせつな写真や映像の提示



アカデミック・ハラスメント

教育・研究上の指導的立場にある者が、その立場を利用して行う差別的な言動や指導上不適切な言動により、教育・研究・就業環境を害する行為。

例：正当な理由がない単位の不認定、差別的な指導、研究成果の盗用、授業中に罵倒するなどの人格否定、卒論指導やゼミ指導を怠る、正当な理由のない研究活動の妨害、過度な要求や業務の強要



パワー・ハラスメント

優越的な関係を背景とした、教育・研究または業務上必要かつ相当な範囲を超えた言動により、教育・研究・就業環境を害する行為。

例：意図的な昇進妨害、人格を傷つける言動、暴言、脅迫、長時間拘束、業務妨害、過大な要求、プライバシーへの過度な干渉、無視や仲間外し、能力に見合わない過小な仕事の指示



妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメント

妊娠・出産等に関する言動や、育児・介護に関する制度等の利用に関する言動により、教育・研究・就業環境を害する行為。

例：制度等の利用を阻害する発言、嫌がらせ、制度利用を理由とした不当な評価や配置転換



SOGIハラスメント

相手の意に反して行われる性的指向・性自認に関する言動により、教育・研究・就業環境を害する行為。

例：アウティング（本人の了解なく性的指向・性自認を暴露する行為）、差別的な発言、偏見に基づく言動



その他のハラスメント

教育、研究、学習または勤務などの場面において、社会通念上認められている行為の範囲を超えて、相手の意に反する言動により教育・研究・就業環境を悪化させる行為。

例：集団での無視、仲間外し、誹謗中傷、人種、民族、国籍、宗教、思想、信条、社会的身分、門地、疾病、障がい等による差別や嫌がらせ



ご相談の流れ

- ・相談したこと、調査に協力したことなどを理由に不利益な扱いを受けることはありません。
- ・虚偽の申告は懲戒の対象となる場合があります。

1 1人で悩まず まず相談を

キャンパス・ハラスメントがあったと思う場合は、勇気を持って相談員に相談してください。自分を責めたり、我慢をしたりしていても、事態は好転しません。



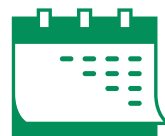
2 相談の連絡方法

相談・受付窓口で連絡（裏面参照）してください。受付窓口は相談員への連絡の役割を果たします。



3 日程調整

連絡の後、大学事務局より面談日時の日程調整を行います。



4 ご相談

日程調整後、相談員があなたの意向を十分尊重のうえ相談に応じます。



5 対応

大学が責任をもって適正・公正な措置をとります。

